

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項をまとめましたのでお知らせします。

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 1 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各国公立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
高等専門学校を置く各公立大学法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく児童生徒等の健康診断については、家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、児童生徒等の健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにすることで、健康教育の充実に役立てるという役割があり、これまでも各学校において、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号。以下「規則」という。）、「児童生徒等の健康診断マニュアル平成 27 年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会発行、文部科学省監修。以下「マニュアル」という。）、健康診断に係る累次の通知や事務連絡等を踏まえて実施いただいているところです。

このたび、健康診断について学校と学校医との間で共通理解が十分でなかったことや児童生徒等及び保護者への事前の説明が不足していたこと等から、児童生徒等のプライバシーや心情への配慮に欠けた健康診断が行われるなど、これまでに発出した健康診断に係る通知や事務連絡等の趣旨が徹底されていないと思われる事案が生じたことから、改めてこれまでの通知や事務連絡等の内容について、健康診断の実施に当たって留意すべき事項として取りまとめましたので、各学校においては、これを参考にした上で、適正かつ効果的な健康診断の実施に取り組んでいただくようお願いします。

あわせて、公益社団法人日本医師会と協力して、学校医に健康診断の目的や学校医の役割等について説明するための別添のリーフレットを作成しましたので、各学校においては、本

リーフレットも活用し、学校医と健康診断について共通理解を図るようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会においては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課においては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構、国公立大学法人及び文部科学大臣所轄学校法人においてはその設置する高等専門学校又は附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課においては所管の幼保連携型認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省においては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知するようお願いします。

なお、本件については、別途、日本医師会に対しても、各都道府県医師会等に周知するよう依頼しています。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健指導係

TEL：03-5253-4111（内線 2918）

1 健康診断の実施時期及び学校医等の確保について

健康診断については、学校教育活動を行う上で、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められています。このため、健康診断の実施時期については、新型コロナウイルス感染症の診療対応等により学校医の日程の確保が困難になるなど健康診断の実施体制が整わないといった特別な場合（「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について」（令和5年2月8日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡））を除き、規則第5条において、毎学年、6月30日までにを行うものとされています。

この点について、地域によっては、医師、歯科医師及び薬剤師がいないなどの理由により、個人への委嘱を通じた学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の確保ができず、期日までの健康診断の実施に支障をきたす場合が想定されるところですが、このようにやむを得ない事情がある場合に限り、学校医等が不在の間、継続して児童生徒等の保健管理を行うために、医療機関等への委託によって学校医等の代替となる医師等を確保することも許容されることとしています。（「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置について（通知）」（平成28年3月31日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡））

学校の設置者においては、必要に応じて各地域における医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携をするなど、各学校の学校医等の確保に努め、学校医等の確保が困難な場合には医療機関等への委託によって学校医等の職務の代替とするなどして健康診断を含む保健管理が滞りなく行われるよう、適切に対応してください。

2 検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について

健康診断の検査項目については、規則第6条第1項に規定しているところですが、地域や学校の実情に応じて、同項に規定している検査項目以外の項目を加えて実施することも可能です。

この場合、マニュアルにも示しているとおり、健康診断の趣旨や目的に沿って、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、保護者等の理解と同意を得て実施してください。

3 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について

近年、健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、学校保健関係者の意見を踏まえ、検査・診察における対応や検査・診察時の服装、関係者間の連携などについての考え方を取りまとめ、「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」（令和6年1月22日付け5初健食第13号文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知。以下「プライバシー通知」という。）を発出したところです。各学校においては、健康診断の実施主体として、プライバシー通知を改めて参照し、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し共通認識を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧な説明を行うなど、円滑な健康診断実施のための環境整備に努めてください。

4 健康診断を受けることができなかった児童生徒等への健康診断の対応について

健康診断は、学校生活の円滑な実施のみならず、児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、不登校等により健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対しても、規則第5条ただし書に基づき健康診断を受ける機会を確保する必要があります。各学校においては、プライバシー通知及びマニュアルにあるように、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応について検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知するなど、適切に対応してください。

5 健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について

思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要です。「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について」（令和3年12月13日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において示しているとおり、学校の設置者又は学校においては、健康診断を実施する際の保健調査票等に女子の月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、保護者にも、その記入について注意を促すなどにより、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど適切に対応してください。

6 健康診断と学校保健計画について

学校保健計画とは、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、健康診断に関する事項も必ず盛り込むこととされています。

健康診断を含む学校保健計画の実施に当たっては、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成20年7月9日付け20文科ス第522号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）に示しているとおり、学校や学校医等のみならず、保護者や関係機関・関係団体等との連携協力を図っていくことが重要であり、健康診断についてもその趣旨等を保護者等の関係者に周知し共通理解を図った上で取り組んでください。

(参考)

- 「学校健康診断実施上の留意点」(リーフレット)

(令和6年9月日本医師会・文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20240917-mxt_kenshoku-100000617_01.pdf



- 「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」

(公益財団法人日本学校保健会)

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>



- 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について(通知)

(平成20年7月9日付け20文科ス第522号文部科学省スポーツ・青少年局長通知)

https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703/080617/004.pdf



- 「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置について(通知)」

(平成28年3月31日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20240807-mxt_kenshoku-100000617_1.pdf



- 「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について」

(令和3年12月13日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20240807-mxt_kenshoku-100000617_2.pdf



- 「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について」

(令和5年2月8日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20230209-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



- 「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について(通知)」

(令和6年1月22日付け5初健食第13号文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知)

https://www.mext.go.jp/content/20240123-mxt_kenshoku-100000617_5.pdf



学校健康診断実施上の留意点



学校医 / 教育委員会・学校共通

学校における健康診断の目的と役割

学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく2つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること

学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第6条）

1～10の項目について、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的を周知する。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1 身長及び体重 | 2 栄養状態 |
| 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 | 4 視力及び聴力 |
| 5 眼の疾病及び異常の有無 | 6 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 | 8 結核の有無 |
| 9 心臓の疾病及び異常の有無 | 10 尿 |
| 11 <u>その他の疾病及び異常の有無</u> | |

《項目の追加》

上記1～10以外に「11.その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。

（参照）児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂（日本学校保健会）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>





学校医

- 学校健康診断を行うに当たっては、その意義・目的を理解するとともに、学校の意向を十分考慮したものとする
- 診察方法や児童生徒等のプライバシー・心情への配慮について事前に学校と確認すること
- かかりつけ医の診療と学校医の健康診断の違いを理解すること（学校健康診断では、学校医は普段診ていない子供を学校の中でスクリーニングする）
- 法令に定めのない検査の項目を追加する場合には、その実施の目的、検査方法等について事前に学校と十分打合せを行うこと
- 健康診断結果に基づき学校が行う事後措置について医療面から指導すること



教育委員会・学校

- 学校保健計画・健康診断実施計画の作成に当たって、学校医、検査機関等と以下の項目について共通理解を図りながら進めること
 - ・ 健康診断の判断基準や留意事項
 - ・ 事後措置の進め方
 - ・ 未受診者への対応 等
- 検査・診察の内容や方法、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校の責任において、事前に児童生徒等及び保護者の理解を得ること
- その際、正確な検査・診察の重要性についても説明を行うこと

（出典）「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」

（令和6年1月22日 5初健食第13号）



- 特に配慮が必要な児童生徒等については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行うようにすること
- 当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応について検討し、保護者に事前に周知すること
- 健康診断結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な事後措置をとること